

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	北海道京極町

## 京極町鳥獣被害防止計画

	<連絡先>
担当部署名	京極町役場農林課林務係
所在地	北海道虻田郡京極町字京極 5 2 7
電話番号	0 1 3 6 - 4 2 - 2 1 1 1
F A X 番号	0 1 3 6 - 4 2 - 3 1 5 5
メールアドレス	norin@town-kyogoku.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、ニホンジカ、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、キツネ、タヌキ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	京極町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	ビート、スイートコーン	被害面積 0.80ha 被害金額 409千円
ニホンジカ	小豆、大豆、馬鈴薯、人参、小麦、ビート、そば、スイートコーン	被害面積 8.92ha 被害金額 5,974千円
アライグマ	ビート、スイートコーン	被害面積 0.12ha 被害金額 77千円
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	—	被害面積 0ha 被害金額 0千円
キツネ	人参、スイートコーン	被害面積 0.21ha 被害金額 86千円
タヌキ	—	被害面積 0ha 被害金額 0千円
その他（獣種不明）	大豆、ビート、スイートコーン	被害面積 0.82ha 被害金額 330千円
合計		被害面積 10.86ha 被害金額 6,876千円

(2) 被害の傾向

<p>1. ヒグマ</p> <p>足跡等の出没痕跡はやや増加傾向にあり、銃器・箱わなでの捕獲も前期計画期間3年間で8頭の実績となっている。電気柵等の防除体制が普及し、農業被害は減少傾向にあるが、全ての畑を囲うことは困難であり、結局は被害防除地区の外に移動して発生する。農作業時の人的被害が心配なことから、耕作地に面している字北岡、字松川、字大富、字東花、字錦、字更進について警戒する必要がある。</p> <p>2. ニホンジカ</p> <p>群れをなして行動している目撃情報をはじめ、北海道が実施したライトセンサス調査の結果（令和30年11頭、令和元年3頭、令和2年0頭、令和6年2頭）から多くの圍場で夜間に出没し、町内全域で増加</p>
---

していると思われる。捕獲実績（令和7年度：125頭）は横ばい。農業被害としては、春先の大豆等播種後の新芽食害をはじめ、年間を通した圃場内走行により、根菜類に傷が付く、乾燥豆類がはぜる等の影響が出ている。また、京極町森林整備計画では、被害実績から道有林及び字川西、字中岳、字東花、字錦、字脇方の民有林を「鳥獣害防止森林区域」に設定している。

3. アライグマ

市街地での徘徊、廃屋での捕獲をはじめ農家の納屋資材庫への侵入による保管物の汚損が見られる。

4. カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

農作物促成栽培シートをめくる、新芽をつまみ出す等の被害も出てきている。市街地では、電線に止まったカラスからの糞が公道を汚損したり、乾燥後に舞い上がる等公衆衛生上苦慮している。また、繁殖時期に人を威嚇、攻撃することがある。

5. キツネ

市街地での徘徊、廃屋での捕獲をはじめ農家の納屋資材庫への侵入による保管物の汚損が見られる。

6. タヌキ

農業用倉庫で飼料袋が荒らされる等の被害が発生している。また、糞尿により保管機材や飼料が汚損している。

※参考資料：アライグマ・ニホンジカ等捕獲位置図（資料1）

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ヒグマ	被害金額	409千円	327千円
	被害面積	0.80ha	0.64ha
ニホンジカ	被害金額	5,974千円	4,781千円
	被害面積	8.92ha	7.13ha
アライグマ	被害金額	77千円	62千円
	被害面積	0.12ha	0.09ha
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha
キツネ	被害金額	86千円	70千円
	被害面積	0.21ha	0.17ha
タヌキ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha
合 計	被害金額	6,546千円	5,240千円
	被害面積	10.05ha	8.03ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>猟銃及びわな猟免許取得等に 係る経費を100%、電気柵や忌 避資材、箱わなの購入等に係る経 費の80%を補助している。</p> <p>また、京極町鳥獣捕獲員（非常 勤職員特別職）を主に猟友会員の 中から任命し、関係を密にして目 撃情報等には迅速に対応するよ うにしている。</p> <p>平成19年12月に関係者によ る被害防止対策協議会を発足 し、情報の共有・連絡体制整備を 確認。</p> <p>○ヒグマ 銃器での捕獲許可を受けて地 域の巡回をしてきているが、捕獲 が極めて困難であるため、箱わな による捕獲も実施している。</p> <p>○ニホンジカ 銃器、くくりわなによる捕獲。</p> <p>○アライグマ 銃器、箱わなによる捕獲。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハ シボソガラス） 銃器、箱わなによる捕獲。</p> <p>○キツネ 銃器、箱わなによる捕獲。</p>	<p>課題</p> <p>○ヒグマ 猟友会員は、農家等現役世代が 多く、有事の際に出動できる会員 が限定され、負担になってきてお り、新たな担い手の育成が急務で ある。</p> <p>○ニホンジカ 将来個体数が増加した時の農 業被害の懸念及び捕獲個体の処 理費用の増加、並びに新たな担い 手の育成が急務である。</p> <p>○アライグマ 箱わな見回り負担の軽減。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハ シボソガラス） 箱わな見回り負担の軽減。</p> <p>○キツネ 箱わな見回り負担の軽減。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>○ヒグマ、ニホンジカ 各農家において、電気柵をはじめ、爆音機、忌避剤等の活用による追い払い活動を実施。一定の効果がみられることから町単独補助事業を通じた普及を推進している。</p> <p>農協は、農家に対して農作物の収穫残渣処理の徹底指導。</p>	<p>○ヒグマ、ニホンジカ 効果が実証されている電気柵について、忌避すべきものとして学習させ、緩衝帯として機能させる意味からも、今後も継続した普及を推進することが必要。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>緩衝帯の設置については、町内地域が主体となって農地・農道等の草刈りを実施。</p>	

### (5) 今後の取組方針

<p>町単独補助事業により猟銃及びわな猟免許取得等に係る経費を100%、電気柵や忌避資材、箱わなの購入等に係る経費の80%を補助しており、各種資材の普及拡大及び鳥獣捕獲員の担い手育成を推進する。</p> <p>○ヒグマ 電気柵や点滅灯・爆音機等の威嚇機材により防除し、問題個体に対しては、銃器、箱わなによる捕獲を行う。 また、住宅地近傍での出没痕跡を発見した場合で、銃器、箱わなでの捕獲が困難な場所においては、動物駆逐用煙火による追い払い活動や緊急銃猟により対応する。</p> <p>○ニホンジカ 基本的には銃器により捕獲し、特定の場所に出没する場合は、くくりわなの設置、「追い込み猟」等を実施する。</p> <p>○アライグマ 銃器、箱わなによる捕獲。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 銃器、箱わなによる捕獲。</p> <p>○キツネ 銃器、箱わなによる捕獲。</p> <p>○タヌキ 銃器、箱わなによる捕獲。</p>
--

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

○捕獲体制

中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊（鳥獣捕獲員）を狩猟免許所持者の中から任命し、身分は非常勤職員特別職とする。実施隊に係る捕獲経費（報酬）を予算化し、迅速に対応出来る環境を整え、住民には回覧板、ホームページ等により情報提供を呼びかけ、情報の連携強化と共有化に努める。農協は、組合員連絡網により情報提供を呼びかける。

北海道猟友会倶知安支部京極部会（銃器免許20名、わな猟免許15名）  
ヒグマ用箱わな（役場備品2基）  
カラス用箱わな（協議会1基）  
鳥獣被害対策実施隊（鳥獣捕獲員）定員30名

農業者等に対し、町単独補助事業による猟銃及びわな猟免許取得や捕獲猟具購入を推進し、所有畑の管理を自ら実施できるよう促す。また、アライグマについては市街地での生息拡大阻止のため、わな猟免許を所持していない町民も捕獲可能としている。なお、捕獲した鳥獣は協議会と連携し適正に処理する。

○捕獲権限

ニホンジカ・カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・キツネ・タヌキについては、北海道の許可権限委譲により京極町が有害鳥獣の捕獲許可を行う。また、ヒグマについては、京極町が有害鳥獣の捕獲許可申請を行い、北海道の許可を得る。

アライグマについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律における防除実施計画書に基づき、防除従事者と協力して捕獲する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	被害防止方法等知識の普及、被害防除技術の導入、担い手育成・確保の手段としてわな猟、銃猟免許取得補助の実施。 北海道ヒグマ保護管理計画に基づき、捕獲技量向上を目的とした「人材育成捕獲」の実施。
令和9年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	同 上
令和10年度	ヒグマ ニホンジカ	同 上

	アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	
--	--	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ヒグマ	威嚇機材による威嚇にもかかわらず、被害が現実が発生するおそれが高いときに、当該出没個体を捕獲することとし、数値目標は特に設定しない。
○ニホンジカ	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は120頭。
○アライグマ	防除実施計画書に基づき可能な限り捕獲する。数値目標は特に設定しない。
○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は400羽。
○キツネ	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は20頭。
○タヌキ	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は40頭。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヒグマ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体
	被害が現実が発生する恐れが高い時に当該出没個体を捕獲する。		
ニホンジカ	120頭	120頭	120頭
アライグマ	可能な限り	可能な限り	可能な限り
カラス	1000羽以内	1000羽以内	1000羽以内
キツネ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭

捕獲等の取組内容	
○ヒグマ	銃器による捕獲または被害防止対策（追い払い活動）を実施する。また、対応が困難な場合は、箱わなによる捕獲や緊急銃猟を実施する。
1. 捕獲手段	銃器（ライフル銃を含む） <span style="float: right;">箱わな</span>

2. 実施時期	4月から3月	5月から11月
3. 捕獲場所	京極町一円（字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	
○ニホンジカ 銃器、くくりわなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器（ライフル銃を含む）	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月	
3. 捕獲場所	京極町一円（字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	
○アライグマ 防除実施計画書に基づき、銃器、箱わなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器	箱わな
2. 実施時期	4月から3月	
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	
○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 銃器、箱わなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器	箱わな
2. 実施時期	4月から3月	5月から11月
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	
○キツネ 銃器、箱わなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器	箱わな
2. 実施時期	4月から3月	
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	
○タヌキ 銃器、箱わなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器	箱わな
2. 実施時期	4月から3月	
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカやヒグマのように獲物が大型の場合、殺傷能力が高いライフル銃が必要な場合があるため。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
京極町	ニホンジカ、カラス類、キツネ、タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヒグマ及びニホンジカ	電気柵 延長 10km 受益面積 25ha (京極町各地区)	電気柵 延長 10km 受益面積 25ha (京極町各地区)	電気柵 延長 10km 受益面積 25ha (京極町各地区)
※上記延長面積は、既存機材の更新も含む			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハブトガラス、ハシロガラス) キツネ タヌキ	協議会は、電気柵、爆音機等防除機材の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。	協議会は、電気柵、爆音機等防除機材の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。	協議会は、電気柵、爆音機等防除機材の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ヒグマ及びニホンジカ	緩衝帯の設置については、町内地域が主体となって農地・農道等の草刈りを実施。
令和9年度	ヒグマ及びニホンジカ	同上
令和10年度	ヒグマ及びニホンジカ	同上

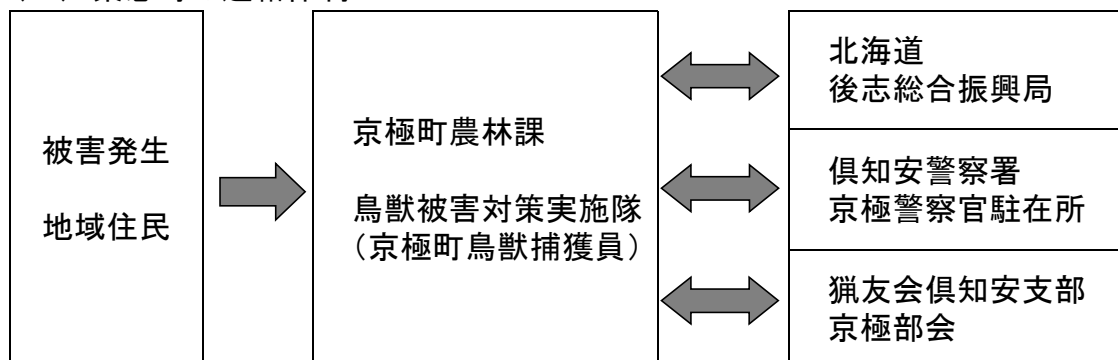
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
京極町農林課	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じて捕獲等許可に係る事務や指示

鳥獣被害対策実施隊 (京極町鳥獣捕獲員)	被害防止対策の実施
北海道後志総合振興局	京極町に対する助言
倶知安警察署 京極警察官駐在所	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
猟友会倶知安支部 京極部会	被害防止対策の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰りが困難な場合は埋設処理をする。

8. 捕獲した対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲した鳥獣の利用方法

食品	捕獲した運搬可能なニホンジカについては、生体で食肉処理施設へ運搬し衛生的に処理する等有効活用を検討する。 上記以外の場合であっても、食肉としての自家消費に努める。
ペットフード	現状利用なし。需要見込みがあれば、捕獲従事者へ連絡するとともに加工技術の向上研修を検討する。
皮革	現状利用なし。需要見込みがあれば、捕獲従事者へ連絡するとともに加工技術の向上研修を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	現状利用なし。需要見込みがあれば、捕獲従事者へ連絡するとともに加工技術の向上研修を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

現在の取組はなし。需要見込みがあれば、処理加工施設の設置等を検討す

る。

(3) 捕獲した対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域おこし協力隊の活用により、捕獲の推進はもとより、捕獲した鳥獣をジビエ等として有効活用すべく、食肉や加工製品の直接販売の事業化や販路開拓について検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

京極町鳥獣被害防止対策協議会（別添資料2のとおり）	
構成機関の名称	役割
京極町農林課	事務局は、農林課職員が担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防除施策の立案・対策の実施指導、被害実態調査を行う。
ようてい農業協同組合 京極支所	会長は、ようてい農業協同組合京極支所長とする。対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡等情報提供を行う。
猟友会倶知安支部京極部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、わな）を行う。
倶知安警察署 京極警察官駐在所	被害防除対策の実施指導を行う。
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
後志森林管理署 京極森林事務所	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局 農務課	被害状況の調査等被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局 環境生活課	有害鳥獣捕獲許可、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局後志 農業改良普及センター	農作物被害防止助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、構成団体の中から京極町が任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

京極町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり対策を推進していくが、各種団体や各町内会等においても積極的な関与を促し集団で取組を進めていく。

鳥獣被害地区の圃場所有者は、被害防除施設を一体的に取り組み、施設の受益者は適正な維持管理をする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、京極町町内会長会議、まちづくり懇談会、農協地区別懇談会等で各種団体との情報交換会を必要に応じて開催する。

京極町鳥獣被害防止計画は、運用で内容が実態と乖離しないように関係機関と協議のうえ、計画変更を随時行うものとする。